

老人クラブ高齢消費者被害防止 キャンペーン要綱

仲間を支えよう！地域の高齢者を守ろう！

1. 趣 旨

消費者被害において、高齢者の相談件数が高齢人口の伸びを上回る勢いで増え、大きな社会問題になっています。巧妙な手口や組織的な犯罪が広がる中、被害防止に向けた対策が急務になっており、国や自治体をはじめ高齢者を取りまく機関、団体において、さまざまな取り組みが始まっています。

そこで老人クラブでは、単位クラブに「見守りサポーター」を設置し、情報提供や見守り、声かけなど、高齢者が主体となった取り組みを展開し、関係者と連携して被害防止を目指します。

2. 主 唱

全国老人クラブ連合会（以下「全老連」）

都道府県・指定都市老人クラブ連合会（以下「都道府県老連」）

3. 実施主体

単位クラブ

市区町村老人クラブ連合会（以下「市区町村老連」）

4. 後 援

消費者庁、警察庁、厚生労働省、国民生活センター、

全国消費生活相談員協会、全国銀行協会、全国社会福祉協議会、

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会、全国民生委員児童委員連合会

5. 推進期間

平成 26 年度～28 年度（3 か年）

6. 実施内容

- 単位クラブにおける「見守りサポーター」の設置
- 関係機関や団体と連携した高齢消費者被害防止活動の展開

見守りサポーターの役割

- ・伝える…… 活動や日常生活を通じて、被害防止情報を伝える。
- ・気にかける… 困っているサインや周辺の不審な様子を見逃さないように気にかける。
- ・つなげる…… 関係機関とのつなぎ役となり、被害防止に努める。

7. 推進方法

(1) 「見守りサポーター」の養成

- 市区町村老連において「『見守りサポーター』養成講座」の開催に取り組む。
- 単位クラブにおいて「見守りサポーター」を中心にした被害防止活動に取り組む。

(2) 関係機関・団体と連携した被害防止活動の展開

- 全老連、都道府県老連、市区町村老連の各段階において、関係団体と連携して高齢者の消費者被害防止活動に取り組む。

(3) 組織内外における広報活動

- 会員をはじめ、関係機関・団体への情報提供を通じて、活動のPRを行うとともに、高齢者が主体となって被害防止に取り組む姿勢をアピールする。